

# 全国一般全国協

2000年5月20日 No.48

## 全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋5-17-7 小林ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

徳島発

## 徳島行動から

4/13

車で鳴門大橋、淡路島、明石大橋経由で大阪に移動、何と二時間で着く。徳島も大阪圏内であると感じた。

全国一般労協の中岡委員長、大阪全労協の山下氏、ゼネラルユニオンの山原氏と共に難波にある南海電鉄

全国キャラバンは、中小労組政策ネットワーク結成をベースにした初めての取り組みである。とりわけ、全ての労働者の問題である雇用保険改悪、会社法制改悪策動に対する反撃となつた。

最終日の四月二十日東京行動は一日行動だった。朝は新宿都庁での石原都知事抗議行動、続いて預金保険機構（埼京ユニオン）、富士銀行（全統一）、道路公團（東部労組）、カンタス航空（東京南部）への申し入れ、また、「解雇は自由」だと反動判決を繰り返す東京地裁へ抗議し、「解雇制限法・労働者保護法」制定を求め

## リストラ・雇用破壊NO! 全国キャラバン各地で闘われる

夜は大阪集会に参加するため扇町公園に向かった。到着した時は疎らだった参加者もデモ行進が始まる時には千五百名となり梅田まで約六十分のデモに参加した。その後懇親会に参加、朝九時から二十四時ま

規模の集会、デモを行える仲間と協力したい大阪とまではいかなくても数百人

東京発

## 野外集会に七百名が参加

4/20

百名。中小労働者の隊列に、清掃、国労、東水労等の仲間が加わり、全労協、全労連、労働弁護団、護憲派議員や失業者ユニオンや民間・官公労の仲間、移住労働者と連帯するネットワークの挨拶、全国キャラバン南北の報告、そして熊谷誠司さんの歌声が響き、国労闘争団など各争議団の決意表明が行われた。

しかし、闘争はこれからである。自公保政権は、雇用保険改悪法を採決し、定年退職後と自己都合の失業手当では半分になつた。会社法制改悪案も成立させようとしている。全国的なりストラとの継続した闘いをどう作るのか、中小ネットにとってますます課題が大きくなつた闘争である。

四月十三日、我々徳島全労協を主体にした「リストラNO! キャラバン徳島行動」は徳島での行動後大阪集会に参加した。

午前中は現在我々の仲間である南海タクシー労組の争議解決を一日も早く解決すべく行政交渉を行つた。まず徳島陸運局へは要請書を提出し、南海タクシーの争議内容（残業未払い最高裁判勝利判決、鎌田書記長不当解雇高松高裁判勝利判決）の説明を行い、行政として指導する様に強く迫つたが、陸運局として労働問題は関与する権限を持たないとの回答であった。しかしその中で、これらの問題が乗客の安全を脅かす様な問題があれば指導する、との前向きな回答を得たので交渉を打ち切つた。

続いて徳島県商工労働部へも同様な交渉を行つた。徳島県は南海タクシーの親

午前中は現在我々の仲間である南海タクシー労組の争議解決を一日も早く解決すべく行政交渉を行つた。まず徳島陸運局へは要請書を提出し、南海タクシーの争議内容（残業未払い最高裁判勝利判決、鎌田書記長不当解雇高松高裁判勝利判決）の説明を行い、行政として指導する様に強く迫つたが、

陸運局として労働問題は関与する権限を持たないとの回答であった。しかしその中で、これらの問題が乗客の安全を脅かす様な問題があれば指導する、との前向きな回答を得たので交渉を打ち切つた。



▲競争社会に異議申立！大阪行動



①雇用対策、労働者保護対策にに関する各県知事要請、  
②大企業リストラ糾弾!その象徴としてのNTT二万人削減、新規採用ストップ  
③糾弾キャンペーン、④リストラ攻撃と対決している

東北キャラバンは、宮城  
合同、郡山連帯、秋田竹村  
製作所労組など全国一般全  
国協加盟組合と宮城全労協、  
東北全労協が協力し反失業・  
東北キャラバン実行委員会

約五十分に渡る講演は参加者の大きな賛同の拍手で終了しました。講演のあと、雪や強風に反失業・東宮城発

雪や強風に負けず  
反失業・東北キャラ

4/7  
~14

群馬の国芳高崎、埼玉の捨  
京ユニオンにリレーを引き  
継ぎ集会を終えました。

▲雨の東京行動に700名参加（一面記事）

四月七日、NTT仙台支店中庭でのキャラバン出発集会(電通労組はストライキで結集)、中小ネット事務局長を迎えての県知事交渉、夕方の百五十名の決起集会、デモをはじめとし、雪や強風に負けずに、盛岡、青森、秋田、山形、とキャラ

秋田竹村労組 工場閉鎖攻撃と闘っているエルナーリー わき労働組合の支援激励行動を組み合わせて取り組んだ。

理化＝大失業を強め、アジア進出企業の権益を軍事的手段で防衛しようとする意図があるのは明らかです。だから私たち労働者は、差別や生活破壊と闘い、外国人やアジアの労働者と連帯

に示せ」と自衛隊へ呼び掛ける、許しがたい事件が起きました。この危険な戦争とファシズムの動きには危機に立つ日本独占資本が欧米資本との大競争に生き

民主的権利や平和に生活することを破壊する政府・独占資本の攻撃が強まっています。失業率が五%弱となり、森首相が有事立法し改憲策動を方針演説で述べ、石原都知事によって「不法入国した三国人の騒擾事件」を想定し、自衛隊が治安出動して、国家の軍隊を国民

サミット反対！  
嘉手納基地包囲行動（7/20に  
立ち上がり）



#### ▲沖縄に基地はいらない

し、反戦平和を進めること  
が非常に重要です。六月、  
朝鮮半島の自主的平和統一  
を進める韓国民衆と連帯す  
る六月十五日東京集会を皮  
切りとし、アジア共同行動  
集会が各地で取り組まれま  
す。七月の沖縄サミットで  
は、米軍基地の強化や労働  
者の権利を破壊し、搾取を  
強化する主要八カ国の首脳  
たちに反対して、全労協な

四月二八日、参議院本会議で雇用保険法の改悪案が可決成立了。

すでに何度も指摘したよ  
うに今回の改悪案が、倒産解雇に半う夫業者への給付

集会を当該と宮城、福島か  
らの支援者百名で成功させ  
て、東北キャラバンを締め  
くくった。

## 雇用保険法改悪を糾弾する

当曰「八日には一〇〇〇年三月の失業率が発表された。完全失業率は四・九%、三百四十九万人と発表された。一向に回復しない不況によつてますます労働者に厳しい状況が続く中で、失業手当が当座の生活をしぶぐために不可欠な制度がなしう崩し的に改悪されることを許してはならない。政府は労働者の雇用を作る施策こそ求められているのである。

最大百五十日間の給付に数の差がでることになるのである。

リストラ解雇に伴う諸事情への考慮がなされていないものである。そして自発的上認定されることによって

分の一はするといふ大軒が削減、自発的離職と非自発的離職とを区別する認定基準はきわめて曖昧であり、

によって数字あわせに終始したものである。特に、高齢者に対する給付日数を二

国庫によつて負担するのでなく、給付全体の引き下げと、保険料率の引き上げ

# 雇用の流動化、整理解雇の四要件に関する東京地裁の連續した不当判決を許さない。



▲カンタスの仲間は全員が控訴した

私たち「リストラNO!」「雇用破壊NO!」と全国で訴える春の闘いを取り組んできたが、東京地裁では昨秋より連續して八件も労働者が敗訴する不当判決が出されている。

とくに、①人員整理の必要性②解雇回避の努力③被解雇者選定の妥当性④説明・協議の実施として判例上確立してきた「整理解雇の四要件」を骨抜きにした判决が行われている。全国協でも東京南部のカンタス航空客室乗務員の解雇争議で、三月三十日、労働側敗訴の判決が出されている。

全国協機関紙で何度も紹介されており、解雇権の濫用に立して、裁判所は「整理解雇の四要件」を骨抜きにした判决が行われている。

有期雇用の継続が保証されたりにもかかわらずの解雇であり、解雇権の濫用に当たると闘っていたものだ。しかしながら東京地裁労働部は、「実態に關係なく、契約書が有期契約だから期間が満了すれば雇い止めはあり得るのであり、雇い止めは解雇ではない」との判決を下したのだ。

安倍川製紙労働組合は、七一年の企業合併で旧紙パル連安倍川工業労組と同佐野製紙労組が統合し発足した組織です。発足当初九百名を超えた組合員も七三年の第一次オイルショックをきっかけに行われた会社の大幅な人員調整によって半減、更に親会社である王子製紙の労務管理が全面的に導入され七九年には分裂攻撃がしかけられるなど、現在では組合員三十名にも満たない状況となっています。

しかし、この分裂攻撃に對しては、不当労働行為事件として勝利するまで、二年間争われましたが、結果的にこの闘いが安倍川労組を大きく成長させました。この経験が今日の安倍川労組の運動の土台です。九年から九三年にかけ、いわゆる労働界の再編が地方・地域に波及し、各県評・地区労の解体が策動されまし

た。この時、安倍川労組は、國労等と共にこれを阻止するため全力をあげましたが、

理由は、自らの闘いを通して以降、総評労働運動の財産ともいえる地域での運動を少しでも継承するべく、現在安倍川労組は新たに発足した県共闘や中部地区労の代表を努め、さらには多くの市民運動の窓口業務を担うなど、多くの仲間と共にその牽引的役割りを果たすとして頑張っています。

## 新組合紹介 安倍川製紙労働組合(静岡)



実態を見ずにいとも簡単にこのような判決を出すとは、すでに司法には「解雇は自由」とする考え方の中にになっているということだろう。

カンタス航空客乗の十二人は東京高裁に控訴して闘いを続けている。労働者の生首は簡単に切れるものではないということを社会に知らしめるためにも、全力で十二人を職場に戻そう!

私たち「リストラNO!」「雇用破壊NO!」と全国

タス航空の場合は形式上の有期契約だったが、九七年、「賃金の五〇%以上のカットと乗務時間の倍加」を会社から提案され、それを拒否したために解雇された。

有期雇用の継続が保証されたりにもかかわらずの解

雇であり、解雇権の濫用に当たると闘っていたものだ。しかしながら東京地裁労働部は、「実態に關係なく、契約書が有期契約だから期間が満了すれば雇い止めはあり得るのであり、雇い止めは解雇ではない」との判決を下したのだ。

実態を見ずにいとも簡単にこのような判決を出すとは、すでに司法には「解雇は自由」とする考え方の中にになっているということだろう。

カンタス航空客乗の十二人は東京高裁に控訴して闘いを続けている。労働者の生首は簡単に切れるものではないということを社会に知らしめるためにも、全力で十二人を職場に戻そう!